

平成28年度 日高村教育行政方針

〈教育基本方針〉

日高村教育委員会は「たくましく心豊かな人づくり」を教育行政の基本とし、村の将来像である「人と人、人と自然が輝き合う元気創造拠点・日高村」にふさわしい心身共に健康で、創意と自主性に富み人間性豊かな人材の育成をめざす。

そのため、生涯学習の観点に立ち、学校・家庭・地域が連携した、総合的な教育施策を推進する。また「子どもたちが主人公」を合い言葉に、指導方法の工夫・改善による学力の向上、地域ぐるみによる学校支援、青少年の健全育成を重点課題として取り組む。そして、21世紀の担い手としての人材育成をめざし、本村教育の一層の向上を図る。

〈教育基本目標〉

日高村教育委員会は、知・徳・体の調和のとれた幼児・児童・生徒の育成を図り、社会の変化に主体的に対応していくための「生きる力」を身に付ける教育の実現を目指し、4つの教育基本目標を掲げ、具体的な施策の実現に努めます。また、各施策は、学校、家庭、地域社会の緊密な連携のもとに、村民の深い理解と積極的な協力を得て、村民の期待にこたえるよう全力をあげて推進する。

教育基本目標

1. 知・徳・体のバランスのとれた新しい時代を生きる力を育む学校教育の実現
2. 学校・家庭・地域が連携・協力し、地域全体で子どもを育む教育風土の実現
3. 郷土の自然・歴史・文化を大切にし、生涯にわたって生き生きと学び合い、育ち合う地域教育の実現
4. 保健・福祉・教育の連携により、0歳から15歳までの子どもの育ち及び若者の自立を総合的に支援する環境の充実

〈教育重点施策〉

教育基本目標	基本施策	ページ
基本目標 1 (学校教育)	① 基礎学力の定着と学力向上	3
	② 保・小・中連携教育の推進	4
	③ 保育士及び教職員の指導力の向上	4
	④ 特別支援教育の推進	4
	⑤ 心の教育の推進	5
	⑥ 小規模・複式教育の推進	6
	⑦ 国際理解教育及び情報教育の推進	6
	⑧ 体育・食育の推進	6
	⑨ 安全・安心な教育環境の充実	7
基本目標 2 (学校・家庭・地域の連携)	① コミュニティ・スクール活動の充実	7～8
	② 学校支援地域本部事業の推進	8
	③ 教育風土づくり	8
基本目標 3 (地域教育)	① 地域に根ざした生涯学習の推進	8
	② 人権教育の推進	8～9
	③ 子どもの居場所づくり	9
	④ 村立図書館の充実	9
	⑤ 地域スポーツの振興	9～10
	⑥ 文化・芸術活動の振興	10
基本目標 4 (総合的な子育て支援)	① 家庭・地域の子育て力の充実	10～11
	② 子育て支援制度及びサービスの充実	11
	③ 教育相談、就学指導、要保護児童対策の充実	11
	④ 子どもの安全確保と青少年の健全育成	11～12
	⑤ 就学支援対策の充実	12
	⑥ 青少年の自立と社会参加への支援の充実	12

〈具体的施策〉

基本目標 1

知・徳・体のバランスのとれた新しい時代を生きる力を育む学校 教育の実現

「生きる力」の育成を基本に据え、確かな学力、豊かな人間性、たくましい心身、国際的視野を身に付けた児童生徒の育成を重点目標とし、自らが主体的に学ぶ意欲、態度、能力等の自己教育力の育成を図るとともに、教職員の使命感の高揚と資質・指導力の向上に努めます。

このため、各校内研の充実、ユニバーサルデザインに基づいた授業等による授業方法の工夫・改善、保・小・中連携教育の推進、家庭・地域の教育力の再生と向上、複式教育の振興、ICT等を活用した教育方法の研究等、学校教育の質的向上と教育施設・設備の充実等、教育諸条件の整備に努めます。

主な事業及び取組

【基礎学力の定着と学力向上】

1. 学校経営計画に基づく体制整備

- ① 全国学力・学習状況調査や、高知県学力定着状況調査、全国体力テスト、CRT、Q-U等により把握した児童・生徒の個々の学力や体力・集団状況の課題をもとに、知・徳・体のそれぞれの領域について具体的な到達目標を掲げた学校経営計画を作成します。
- ② 到達目標を達成するために、研究主任をはじめとする各主任・担当が中心となり職場全体で取組を進める等、推進体制（推進役・推進組織・推進の計画等）を明確にし、PDCAサイクルが機能的に効率的に展開できるように学校経営体制を強化し、組織的にプランを推進します。

2. 授業方法の工夫・改善

- ① ユニバーサルデザインに基づいた授業及び学習環境づくりを進め、全ての児童・生徒が、学ぶ喜び、わかる楽しさを体感し、子どもたちが意欲的に学びに参加する授業を目指します。そのために、配慮を要する児童・生徒には『無いと困る支援』を、他の児童・生徒にとっても『有効な支援』を、学級の実態、教科の特性、指導場面等に合わせて工夫した授業づくりの研究と実践を進めます。
- ② 児童・生徒が主体的に学びとる授業を確立するために、授業づくりのポイントを管内小・中学校で統一し、継続的・発展的に授業実践を行う等、小・中が連携した研究を進めます。

3. 学習環境づくり

- ① 児童・生徒が安心して学校生活を過ごすことができる温かい学級づくりのために、「学級経営ハンドブック」等を活用し、学級経営の基本的な考え方や手法についての校内研修を進めます。
- ② 各校で実施しているQUアンケート等の結果をもとに、学校生活満足群に位置する児童・生徒を増やすための取組を、全教職員が協働して進める等、子どもたちが落ち着いて学習できる環境づくりに取り組みます。

4. 家庭学習の習慣化

各小・中学校で、今日の授業、明日の授業の理解につながる復習や予習となるよう家庭学習の内容を工夫し、児童・生徒の学習意欲を引き出せる取組を進めます。また、教育委員会作成の「家庭学習のすすめ」等を活用し、家庭と連携した学習体制を整え、家庭学習の習慣化を図るとともに、学校と放課後子ども教室や放課後学習室との連携を図りながら取組を進めることによって、子どもたちの望ましい学習習慣の確立を図ります。

【保・小・中連携教育の推進】

1. 「連携教育日高の会」の充実

- ① 「連携教育日高の会」の活動を軸としながら、保育園・小学校・中学校が課題を共有し、連携教育推進委員会や各部会で、今後の方向性や具体的な取組について協議を行い、各職場において全職員で協議・確認の上、組織的に取組を進めます。
- ② 小中学校間での交流授業が積極的に行われるよう各校に働きかけるとともに、管内の教職員及び保育士がお互いに、授業・保育の公開等へ積極的に参加できるように、村指定の研修日を設ける等、全員が参加できる体制づくりを行うなど、保・小・中が、お互いの教育活動について理解を深め、相互に開かれた研究体制をさらに推進します。

2. 小1プロブレム・中1ギャップの解消

- ① 「連携教育日高の会」や保育園での公開保育・小・中学校での公開授業への参加や交流授業の実施等、保育士及び教職員の交流による相互理解と研修を図るとともに、保育園及び各小・中学校での行事等への子どもたちの相互参加等、園児・児童・生徒の交流の場を設けていきます。
- ② 保育園から小学校へ、小学校から中学校への接続期のカリキュラムを、保・小、小・中が連携して取組を進め、子どもたちの小学校及び中学校生活へのスムーズな移行を実現します。

【保育士及び教職員の指導力の向上】

1. 保育士・教職員研修の充実

- ① 県の「教育版地域アクションプラン」の補助事業を導入し、県内外から学力問題に通じた講師を招聘して、管内全教職員を対象とした研修会の開催や、各校それぞれが研究テーマを掲げた校内研を全教職員が実施する等、児童・生徒理解や授業力向上のための事業を積極的に実施します。
- ② 学力向上のための優れた実践を行っている先進校の視察に、教職員を積極的に派遣し、授業改善を進めることで各校の課題解決につなげるとともに、教職員個々のスキルアップを図ります。
- ③ 保育園においては、園内研修・ブロック別研修等を定期的実施できるように、年間計画に位置づけ研修を充実していくことで、保育の質及び保育士の専門性を高めるとともに、園内における保育士間の共通理解を図ることで組織的な保育活動の推進に努めます。

2. 若年教職員の育成

教職員の若年化が急激に進む中、学校の教育力の維持・推進のためには、全教職員が年1回以上公開授業を行う等、校内研や研究授業を計画的・意図的に行うとともに、経験豊富な教職員の持つ知識や技能を、次世代を担う教職員に円滑に継承することが重要であり、若手教員と先輩教員が一緒になって教材の分析や資料づくりを行ったり、子どもの指導等について日常的に話したりする等、学校におけるOJTの推進に努めます。

【特別支援教育の推進】

1. 特別な支援を要する子どもの支援・指導の推進

保育士及び教職員対象に、発達障害に対する専門的知識等特別支援教育に関わる研修を充実させ、保育園、小・中学校における特別な支援を要する子どもへの適切な支援や指導の推進を図ります。また、保護者と相談し、引継ぎシート等を保育園より作成し、小・中学校で継続して活用していくことで、個々の子どもに対する指導・支援を計画的・継続的に推進します。

2. 校内委員会及び組織的な指導・支援の充実

校内委員会において、特別な支援を要する子どもの個別の指導計画の進捗状況と見直しを定期的に行い、全教職員で個々の児童に対する今後の指導・支援等について情報共有し、組織的に取組を推進します。

3. 教育支援委員会の充実

特別な支援を要する児童・生徒に対して、適時、教育支援委員会を開催し、会議を構成する学校及び関係機関が、情報を共有し連携を図りながら適切な就学指導や教育的措置を行います。また、合わせて、地域や保護者に対する特別支援教育の啓発も実施します。

4. 学力保障支援員（学力向上支援員）の活用

特別支援学級には在籍しないが、発達障害のある子どもや、気になる子どもが年々増え、今後も大変厳しい学校運営が続いていくことが予想されるため、国や県の事業の導入も行いながら、引き続き支援員を各校に配置し、学力向上のための個別支援等、状況に応じた支援を実施していきます。

【心の教育の推進】

1. 人権教育の推進

- ① 各校の校内研究体制を充実させ、学校間の共同研究を深めるとともに、研究会・講習会を通じて教職員の認識を深め、指導力の向上に努めます。
- ② 地域や学校の実態に即し、児童・生徒の発達段階に応じた年間指導計画を立てるとともに、地域の教材化や資料の適切な活用に努めます。
- ③ 児童・生徒一人ひとりを見つめ、現象面のみを捉えての判断や指導に終わることなく、集団内での立ち位置や生活背景等、きめ細かい指導の実施に努めます。特に、生活全般にひそむ「いじめ」等の課題に対しては、「日高村いじめの防止等のための基本的な方針」及び各校で策定の「いじめ防止基本方針」をもとに、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。
- ④ 各教科や道徳、特別活動等全ての教育活動を通して、子どもたちの人権意識の向上を図ります。特に、縦割り班による掃除等、異年齢の子どもとの様々な活動を通して、他者を尊重する態度を育てるとともに、自己有用感、成就感、達成感等を体感することで、自己・他者ともに認め、お互いの人権を大切にできる子どもの育成に努めます。

2. 道徳教育の推進

- ① 学習指導要領に基づき、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画をもとに、教育活動全体を通して一人ひとりの自尊感情を育む道徳教育を推進します。
- ② 道徳教育は学校・家庭・地域が連携して行うことで更なる効果が期待できることから、啓発リーフレットを作成するとともに、道徳教育参観日や授業公開を積極的に実施し、道徳的実践力の充実に努めます。
- ③ 道徳教育推進地区協議会の活動を活用して、保育園・小・中学校の連携による系統性のある取組を構築します。

3. 読書活動の推進

- ① 学校図書館の充実を図るとともに、授業における図書館の活用や朝読書、読み聞かせ、選書会等本に親しむ活動を通し、子どもたちの読書習慣の定着を図ります。
- ② 学校における読書活動を推進していくことで、子どもたちに考える力や表現力・創造力を身に着けさせるとともに、豊かな感性の育成に取り組みます。

4. ふるさと教育の推進

- ① 日高村の豊かな自然や歴史・伝統・文化等についての学習やそれらを活用した体験学習を推進し、地域への理解を深め、子どもたちにふるさとを大切に思う心、誇りに思う心を育てます。
- ② 地域の方と子どもたちとの関わりを通じた学習を積極的に行う等、地域の方との交流を深めることで、ふるさとへの愛着心を育てます。
- ③ 地域の皆さんの持つ特技や趣味を、学校教育活動に活かしてもらえるように、人材の発掘と学校教育活動の情報発信に努めます。

【小規模・複式教育の推進】

1. 小規模校の特性を活かした教育の推進

- ① 教科等の特性を踏まえ、学年別指導や異学年の交流学习の充実等、少人数学級における指導方法の工夫改善に努めます。
- ② 児童・生徒一人ひとりの特性を把握し、個に応じた指導を充実させるとともに、全校児童・生徒による集団活動の充実を図ります。
- ③ 家庭及び地域と連携し、豊かな自然や文化・伝統を積極的に生かし、ふるさとに対する理解と誇りをもつ教育活動を推進します。

2. ふるさと未来教育の推進

- ① 能津小学校を「ふるさと未来教育」研究協力校として、複式教育の研究を行い、研究授業をもとに他校からの参加者を交えて授業改善や指導力向上のための研修を行います。
- ② 複式学級設置校等他校との交流を支援し、集団生活への対応や社会性を育成する等、一人ひとりの児童に目を向けた小規模校ならではの特色ある教育の継続と充実を図ります。

【国際理解教育及び情報教育の推進】

1. 外国語活動の推進

グローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小学校における英語教育の拡充強化、中学校における英語教育の高度化等、小・中学校を通じた英語教育の充実を図ります。

- ① 学級担任の英語指導力の向上や専科教員等の積極的な活用に努め、授業の質の向上に努めます。
- ② 子どもたちに「生」の英語に触れることを通して、英語教育の充実を図り、コミュニケーション能力を育成するためにも、ALT等の効果的な活用を一層推進します。その土台として、保育園でも年長児を対象に、英語を使ったコミュニケーション活動を積極的に推進します。

2. 情報機器の効果的な活用・整備

- ① 教職員の情報機器活用能力と指導力の向上に努め、機器の効果的な活用を図るとともに、情報モラル教育を推進します。
- ② 児童・生徒が、「課題を発見し、解決に向けて主体的・協働的に学ぶ」ことのできる授業を推進するために、タブレット端末等を活用した授業の研究と実践を支援します。
- ③ 各学校において、時代の進展に対応した情報機器及びネットワークの整備に努めます。

【体育・食育の推進】

1. 体力・運動能力の向上

- ① たくましい体と心豊かな児童・生徒を育成するため、「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」等の結果の分析をもとに、学校体育の指導内容・指導方法の改善に努めます。
- ② 運動会や縄跳び大会等の体育的行事の取組を充実し、体力向上のための運動を20分休みに全校的に行う等、業間体育を推進することで、スポーツの大切さや楽しさを学ばせ、児童・生徒の体育諸活動の充実を図ります。
- ③ 基本的生活習慣の確立を図ることで、体力・運動能力の向上と運動習慣の確立につなげます。

2. 食育の推進

- ① アンケート調査等により、子どもたちの家庭での食生活の実態を把握し、結果をもとに保護者への食に対する啓発を行う等、家庭との連携を図りながら、健康福祉課・食生活改善推進員等とも連携して、子どもたちに食の大切さと望ましい食習慣を養います。
- ② 子どもたちが地場産品を食材とした調理実習や地産地消について学ぶ機会の充実を図り、地域の食文化に対する理解や自然からの恩恵に対する感謝の心を育みます。

【安全・安心な教育環境の充実】

1. 保健・安全の推進

- ① 生命の尊重、心身の健全と安全に対する意識を高めるとともに、教育活動全体を通じて、保健・安全教育の位置付けを明確にし、地域・家庭との連携を深め、事故、災害の防止に努めます。
- ② 警察や消防署等の協力を得た交通安全教室や避難訓練等の体験学習を通して、子どもたちの安全に対する知識と意識の向上を図ります。

2. 防災教育の推進

- ① 南海トラフ巨大地震等に備え、学校における防災計画や防災マニュアルの見直しと整備を進めるとともに、教育課程の中に防災に関する授業を位置付け、子どもたちの知識と技能の習得に努めます。
- ② 保育園においても防災マニュアルの整備や避難訓練の定期的な実施を行うことで意識の高揚と知識の基盤形成に努めます。
- ③ 学校・保育園等と地域の連携による総合的な防災訓練の実施に向け取組を進めるなど、地域防災体制との連携をより強固にし、避難所である小・中学校の設備の充実に努めます。

3. 施設・設備の充実

- ① 小・中学校の施設及び設備、遊具等設備の安全性を点検するとともに、必要に応じて修繕・整備を行い、学校生活における児童・生徒の安全確保に努めます。
- ② 新しく整備されたドライ方式による最新式の学校給食共同調理場の機能を最大限に活かし、地場産品をできるだけ活用し、安心して安全な内容の充実した学校給食を実施します。

基本目標 2

学校・家庭・地域が連携・協力し、地域全体で子どもを育む教育 風土の実現

未来を切り拓いていく子どもたちを育成していくためには、学校、家庭、地域それぞれが子どもたちの成長にかかわる当事者として、教育において果たす役割と責任を自覚し、連携を図りながら、子どもたちを育てる環境を作っていくことが重要です。

そのため、学校と地域をつなぐ継続的な体制を構築し、学校、家庭、地域との連携・協働による教育活動を推進します。

主な事業及び取組

【地域全体で学びを支える教育的な風土づくり】

1. コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の活動の充実

日下小・日高中をコミュニティ・スクールとし、地域住民や保護者の声を学校運営に反映させることで、よりよい教育の実現を目指します。

- ① 学校・家庭・地域が協働して学校教育活動等を主体的、積極的に支援・協力するとともに、学校運営や児童・生徒の健全育成に取り組みます。
- ② 学校が持つ様々な教育課題を学校・家庭・地域が共有するとともに、協働して課題解決に向けた取組を進めます。
- ③ 地域のニーズを学校運営に反映させ、地域に根ざした、特色ある学校づくりを進めます。
- ④ 地域住民に対して、コミュニティ・スクールの活動状況等、積極的に情報を発信します。

2. 学校支援地域本部事業の推進

- ① 地域のボランティアや団体等、多くの住民が多種・多様な形態で学校教育を支援する、より充実した取組を進めます。特に学力向上、進路保障に成果を上げている中学校の放課後学習室については、土曜日の実施等さらに活動を進めます。
- ② コミュニティ・スクールとの効果的な連携を進め、地域全体で子どもたちを育む環境づくりを進めます。

3. 教育風土づくり

- ① 地域全体で子どもたちを育む教育風土づくりの一環として、子どもたちに良い躰が身に付くように取り組みます。躰の中でも、“朝夕等の挨拶、呼ばれた時の返事、履物を揃える”ことに重点を置き、日頃の子どもたちの生活を通し、家庭・保育園・学校・地域が一体となって取組を進めます。
- ② 「あいさつのできる村」を合言葉に、保護者や地域の様々な機関や団体等と連携し、子どもたちと大人が一緒になって「あいさつ運動」を行う等、住民あがりの取組を進めることで、地域の教育力の強化に努めます。

基本目標 3

郷土の自然・歴史・文化を大切にし、生涯にわたって生き生きと 学び合い、育ち合う地域教育の実現

生涯学習の観点に立ち、家庭・地域・保育・小中学校等との連携・協力のもと、地域教育の振興に努め、村民全てに学習の機会を保障することにより、自己実現が図られ、心身ともに健康で、創造と自主性に富み、人間性豊かな人づくりに努めます。

また、個人の尊厳を重んじ、差別のない明るく心豊かな村づくりをめざし、未来を展望した地域教育を積極的に推進します。

主な事業及び取組

【地域に根ざした生涯学習の推進】

1. 学社融合型生涯学習の推進

学校を拠点に、多世代の個人や各種団体が協働して、学校支援や地域コミュニティ活動等を行い、自己実現を図ることにより、学校・地域双方向への効果をもたらす生涯学習を進めます。

2. 生涯学習フェスタの充実

生涯学習における実践成果を発表する場（生涯学習大会・総合美術展）、子どもから高齢者までライフステージに応じた学習の場（公民館活動・村民大学）、地域の住民が集い交流を深める場を提供するなど、総合的な学習イベント「生涯学習フェスタ」の充実を図ります。

【人権教育の推進】

1. 人権教育推進講座の充実

様々な人権問題をテーマにしたワークショップ、小集団学習（グループ討議等）等の導入や、視聴覚教材、図書資料等を効果的に活用するとともに、地域の現実を学び歴史を振り返るフィールドワークを実施して、事業の充実を図ります。

2. じんけんフェスタの充実

事業のテーマや会場の設定等に新しい視点を積極的に取り入れ、子どもから高齢者まで、多くの住民に人権問題をより身近に感じてもらうことができる人権教育のイベントとして、内容の充実を図ります。

3. 男女共同参画プランの推進

平成27年度に新たに策定された「第2次日高村男女共同参画プラン」の4つの基本目標（まなぶ はぐくむ はたらく くらす）の具体的な施策を、学校・地域・家庭・社会が連携し取り組みます。

【子どもの居場所づくり】

心豊かでたくましい子どもを地域全体で育むため、安全・安心な子どもの居場所を整備するとともに、地域の大人が関わって様々な体験活動や交流活動等を実施することで、子どもを見守り育てる地域の教育環境づくりを推進します。

また、日頃より学校と各教室との情報交流を密にすることで、個々の子どもの育ちを支援する取組を充実していきます。

1. 放課後子ども教室の充実

① 公民館や学校の空き教室・村立図書館等を活用して、子どもの居場所（活動拠点）をつくり、地域の教育力を結集して、さまざまな体験活動や地域住民との交流活動等を支援していきます。

② 放課後や週末等に、児童・生徒が活動できる校外活動や地域のイベント等の情報提供に努めます。

2. 放課後児童クラブの充実

共働き家庭等留守家庭の児童に対して、小学校に併設された施設で放課後児童クラブを実施し、健全な児童育成を図ります。

3. 放課後学習室の充実

日高中学校の生徒及び卒業生を対象に、「日高中学校放課後学習室」を開設し、生徒の学習状況に応じての加力指導や相談活動等、生徒一人ひとりに対する支援を行います。

【村立図書館の充実】

1. 運営の充実・新館建設

① 子どもや地域の人々が気軽に立ち寄り安らげる場、また、家族や地域の人々が触れ合える場として定着してきた村立図書館の運営をさらに充実させます。

② 「新日高村立図書館基本構想」をもとに、住民の読書環境向上のための具体的な取組を進めます。

2. ボランティア団体による読書支援活動の充実

図書館支援ボランティア組織「読もう会」が実施する、住民主体の読書環境整備活動を支援するとともに、保育園や小・中学校でのボランティアによる読み聞かせ等、子どもが読書に親しむための取組を充実していきます。

【地域スポーツの振興】

多くの住民が世代を越えて気軽に参加できる各種のスポーツ教室等を開催し、日頃スポーツへ参加する機会に恵まれない住民に、スポーツを通じて生きがいづくりや健康と体力の増進を進める取組を支援します。

また、「日高村総合運動公園」を地域スポーツの拠点として、より効果的に活用できるための取組を進めます。

1. ひだか茂平マラソンの充実

県内の主要な市民マラソンの一つとして、全国的にも認められた「ひだか茂平マラソン」をより魅力あるイベントにするため、参加者により楽しんでいただくためのイベント内容の検討、ゲストランナーの招待、村内企業や施設との連携強化等、新たな企画を取り入れ、村をあげた取組を進めます。

2. 地域スポーツ施設の充実

- ① 地域スポーツの拠点である「日高村総合運動公園」について、利用状況のモニタリングやニーズ把握を行い、住民の身近な施設としてより効果的な利活用を図ります。
- ② 定期的な維持修繕の実施等、適正な維持管理に努め、施設の長寿命化を図ります。

【文化・芸術活動の振興】

1. 文化財、天然記念物、伝承文化の保護・保存

- ① 有形文化財、天然記念物については、文化財保護審議会の指導のもと、定期的な巡視等、適切な保護・保存活動を実施するとともに、その他の文化遺産や歴史的資料についても、調査・研究を行い、収集や保存・活用に努めます。
- ② 無形文化財をはじめ地域の伝承文化についても、伝承者や保存団体の育成、学校教育での保存活動推進等により、その保存・伝承に努めます。
- ③ 産業郷土資料館の展示内容の充実や観光への活用等、有効活用に向けた取組を進めます。

2. 総合美術展

生涯学習フェスタの催しの一つとして、地域社会の美育に対する関心を深め、美育を振興し、豊かな人間性を培い、合せて地域文化の発展に寄与するために、継続的に開催します。

3. 文化推進協議会の振興

住民の文化活動発表の場、文化に触れあう場としての文化祭、総合美術展を支援することにより、文化推進協議会の充実発展を図ります。

基本目標 4

保健・福祉・教育の連携により、0歳から15歳までの子どもの育ち及び若者の自立を総合的に支援する環境の充実

保健、福祉、教育分野の連携により、子どもの発達や子育てに関する課題を早期に発見し、適切な子育て・就学支援を実施して、0歳から15歳までの子どもの育ち支援や学校卒業後の青年層の自立支援など地域の子どもたちを総合的に支援します。

また、児童虐待や児童・生徒の不登校、問題行動等に対して、常に学校・家庭・地域及び関係機関との連携を図りながら、迅速かつ適切な対応を行います。

主な事業及び取組

【家庭・地域の子育て力の向上】

1. 子育て支援センター事業の推進

- ① 地域における子育て支援の拠点として、子育てに関する情報提供や相談、センターにおける事業の周知・広報活動を実施します。
- ② 保育園に通っていない就学前の乳幼児とその保護者に対して、保育園施設を開放し、子どもの遊び場や保護者の相談・交流の場を提供します。

2. 子どもの発達に関する課題の早期発見と就学指導の推進

- ① 医師・臨床心理士・プレイアドバイザー等を招聘して、集団の中での子どもたちの精神発達面を診断することにより、早期発見・早期介入・早期療育の支援を実施します。

- ② 就学時健診の際に、臨床心理士等による個別式検査を実施し、保護者の同意を得て小学校に伝えることにより、就学前後の効果的な移行を図ります。

3. 望ましい生活習慣づくり

- ① 子どもたちの生活習慣の実態を把握・分析しながら、家庭と学校等との連携による早寝・早起き・朝ごはん運動を展開するとともに、家庭における学習習慣づくりを推進する等、子どもの生活リズムの改善に取り組みます。
- ② PTAをはじめ地域の教育関係機関と連携し、基本的な生活習慣や食育に関する講話や調理実習等、親の子育てに対する理解を深めるための学習の充実を図ります。さらに、親の子育て力向上のためのパンフレットを家庭に配布するとともに、若い保護者を対象とした研修や保育士体験等、親育ち支援のための取組の充実を図ります。

【子育て支援制度及びサービスの充実】

1. 保育事業の充実

- ① 児童福祉・教育・保健機関等との総合的な連携強化に努め、保育園を子育てに関する相談機関と位置付けた取組を進めます。
- ② 保護者の多様な就労環境に応じた延長保育や児童を3人以上養育している多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育料の減免を実施します。そして、障害のある子どもに対しては、その実態に応じた適切な保育・教育を実施します。

2. 子育て支援サービス事業の充実

保護者が病気になった時の児童養護施設での短期間の受け入れ、病気回復期にある子どもの医療機関での一時的預り、1歳までの親子の家庭に対するホームヘルパー派遣等、利用者のニーズに応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

【教育相談、就学指導、要保護児童対策の充実】

子どもの発達状態や子育て、就学に関する困難事例を早期に発見し、関係機関との連携により速やかに対応するとともに、児童虐待や児童・生徒の不登校等の問題行動に対しても、迅速な対応と総合的なフォローを実施する体制を整備します。

1. スクールソーシャルワーカー（SSW）、教育相談員活動の充実

児童・生徒の不登校やいじめ、問題行動等の背景にある学校・家庭・地域の実態を把握して関係機関との調整を行い、適切な支援、対応を行うとともに、適正な就学指導を実施するため、SSW及び教育相談員の活動の充実を図ります。

2. 要保護児童対策地域協議会（要対協）の充実

- ① 要対協の事務局である子ども支援室が、児童虐待に係るケースやその疑いがあるケースや児童が施設へ入所しているケースを管理し、組織する各関係機関との連携をもとにした個別ケース会議等を通じて、対象児童への支援の充実に努めます。
- ② 要対協を組織する関係機関は、常に連絡を取り合い、ケースの背景を把握し情報の共有に努め、迅速かつ適切な対応を行います。

【子どもの安全確保と青少年の健全育成】

1. 地域ぐるみの学校安全推進事業の充実

管内小中学校の児童・生徒が安全で安心して教育を受けられるように、引き続き県から委嘱され

たスクールガードリーダーと学校安全ボランティアであるスクールガードが、児童・生徒の登下校時の見廻りを定期的実施します。

2. 交通安全の意識の高揚と環境整備

- ① 交通ルールの遵守や正しい交通マナー等、住民の交通安全意識の高揚と交通事故防止の徹底を図るため、全国交通安全運動等への取組を関係機関と連携し推進します。
- ② 「日高村通学路安全プログラム」等により、関係機関が連携し通園・通学路の危険箇所の調査や改善要望を行い、子どもたちの安全を確保するとともに、防犯灯の設置や子ども 110 番の家の指定の充実を図ります。

3. 青少年補導育成活動の推進

- ① 「日高村少年補導育成センター」が、子どもたちを非行から守るため、早朝の街頭指導、午前・午後・夜間における街頭や駅、公園等の巡回を行うとともに、環境浄化活動や広報啓発活動を推進します。
- ② 青色回転灯による防犯パトロールを毎週金曜日夜間、毎月第3木曜日の通学安全の日等を実施して、子どもたちを犯罪から守ります。

【就学支援対策の充実】

1. 新たな奨学資金制度の研究

奨学資金制度を活用し卒業しても、依然続く厳しい経済状況の中、就職できず、返還が滞るケースが増えています。本制度は就学支援には必要な施策であり、貸付制度の見直しも含めて、研究を進めます。

2. 就学援助事業の実施

義務教育の機会均等を図るための重要なセーフティーネット施策と位置付け、引き続き対象児童・生徒に対して、適切な支援を行います。

【青少年の自立と社会参加への支援の充実】

1. 青少年の自立心を培う家庭環境づくり

他者への信頼感や、自己への肯定感の形成に必要な親子の愛情を基礎に、居場所や共同生活の場として家庭をとらえ直します。併せて、親子・家族関係の再生、基本的な生活習慣の確立、食育の推進、家族と地域との結び付き等を通して青少年の育成を支援します。

2. キャリア教育の推進

青少年が早くから職業意識を持てるように、生産活動経験の場や多様な職業体験の場の提供等キャリア教育の充実を図ります。

3. 青少年活動を支援する人材の育成

充実した青少年の活動を支援するための人材の育成を進めるとともに、青少年にかかわる組織・団体の支援をしていきます。

4. 青少年の地域行事等への参画・参加

村に在住している若者に、その知力とパワーを積極的に活かして、村の行事やイベント等の企画や運営に関わってもらするなど、青少年の地域活動への参画・参加を呼びかけていくことで、地域の次代を担う人材の発掘・育成に努めます。